

福 介 第 568 号  
令和 3 年 9 月 13 日

各関係団体の長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課長

介護支援専門員資格及び主任介護支援専門員資格の特例措置について（通知）

このことについて、令和 3 年度主任介護支援専門員更新研修の受講対象の主任介護支援専門員について、令和 2 年度主任介護支援専門員更新研修の中止により、研修を受講できなかったこと及び令和 3 年度主任介護支援専門員更新研修の受講が決定したが、受講定員及び日程の都合により、研修の終了日が令和 2 年 5 月 25 日付け福介第 226 号の特例措置期間（令和 3 年 11 月 30 日）以降となることから、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護支援専門員等法定研修の臨時的な取り扱いについて」（令和 2 年 2 月）25 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）に基づき、特例として令和 4 年 11 月 30 日までは資格を喪失しない取り扱いとし、該当する主任介護支援専門員に通知しました。

これにより、本特例措置の該当者については、令和 2 年 5 月 25 日付け福介第 226 号により通知した特例措置期間（令和 3 年 11 月 30 日）に関わらず、令和 4 年 11 月 30 日まで介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事できることになりました。

つきましては、会員等への周知にご協力をお願いいたします。

担当 支援審査班 川口  
電話 054-221-2317